平成２５年（フ）第６２号
山口県下関市汐入町26番14号、前住所山口県下関市熊野町３丁目５番30号
債務者　石井　浩己
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花岡　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
新潟県村上市岩船下大町５番２号
債務者　竹内　行子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４７号
新潟県村上市岩船下大町５番２号
債務者　竹内　　望
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８７５号
横浜市磯子区森が丘１丁目25番15号　ハイネス森が丘101号
債務者　片野　英介
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２７号
横浜市港南区芹が谷４丁目７番10号
債務者　渡邉　信子（旧姓松平）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２９号
横浜市港北区大倉山７丁目３番５―106号
債務者　秋山　和美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５５号
横浜市都筑区早渕３丁目39番31号　モンレーブＡ館１号室
債務者　三河　智美（旧姓栗岩・モスクワ）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６９号
横浜市港南区港南６丁目37番７号　パステル港南101
債務者　安達　　榮
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０３号
横浜市南区通町４丁目85番地　コーポＩ―201
債務者　金子ゆかり
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９号
北海道旭川市豊岡３条５丁目２番16号
債務者　三浦　　茂（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
北海道士別市武徳町44線東８号
債務者　中川　弘子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
北海道旭川市９条通23丁目３番地の10　ラルクアンシエル205号
債務者　伊藤　香織（旧姓高崎）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７５号
北海道空知郡上富良野町扇町１丁目２番30号
債務者　神田由紀子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６号
北海道旭川市東２条４丁目１番18号　スカイハイツ東２・４　206号室
債務者　平出　雄亮
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
釧路市桜ケ岡５丁目21番57号
債務者　日置　健二
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明4166番地
債務者　横山　昭生
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部